こ う きこうれいしゃいりょうせ い ど

後期高齢者医療制度 の こと



こうきこうれいしゃいりょうせいど

○後期高齢者医療制度 とは

*** うえ ひと こうてきほけんせいど 75歳より 上の 人のための 公的保険制度です。

 $_{5\lambda}$ $_{$

ひょうごけん みと ひと つか せいど兵庫県に 認められた人も 使える 制度です。

せいかつほごうひとかならはいいりょうせいど生活保護を受けていない人は、必ず入る医療制度です。

いりょうひ ぜんぶ じぶん しはら かかった医療費を 全部 自分で 支払うことに なります。

^{ほけん} かね (保険で でる お金のこと)

 びょういん
 しはら
 おかね
 毎
 毎
 日
 じぶん
 しはら

 (1) 病 院 で 支払う
 お金のうち、10%か
 20%か
 30%
 だけを、自分で
 支払います。

ぜんぶ じぶん かね しはら ひつよう びょうき しゅるい ただし、全部 自分で お金を 支払う 必要がある 病気や けがの 種類が あります。

 なお かた
 ぜんぶ じぶん
 しはら

 治し方のときは、全部
 自分で
 支払います。

かにゅうしゃ
(2) 加入者(ほけんに はいっている ひと)が 死んだとき、葬式を する お金が 保険からで 出ます。

ほかにも、いろいろな きまったときに 保険から お金が でます。

ほけん はいる てつづ (保険に 入る 手続きのこと)

じゅうみんとうろく ひと にゅうかんほう き ざいりゅうきかん にほん す きかん 住民登録をしている人で、入管法で決められた 在留期間(日本に住める期間)が

ざいりゅうきかん げつ みじか ひと にほん き もくてき かんが げつ なが 在 留 期間が 3か月より 短 い人でも、日本に 来た 目的を 考 えると 3か月より 長く

にほん にゅうかん みと ひと はい 日本に いることになると 入 管 が 認める人は、入れます。

がいりゅうしかく とくていかつどう にほん いりょう う ひと せっただし、 在 留 資格が、「特 定 活 動 」で日本で 医療を 受けるためか。その人の 世話を

でほん き す ひと こうきこうれいしゃいりょうせいど い するために、日本に 来て 住んでいる 人は、後期高齢者医療制度に 入れません。

じゅうみんとうろく てつづ とき てつづ にしのみやしゃくしょ こうれいしゃいりょうほけんか (1) 住民登録の 手続きを する時に、手続きします。西宮市役所の 高齢者医療保険課、

ししょ さーびすせんたー あくたにしのみやすてーしょん どようび にちょうび しゅくじつ 支所、サービスセンター、アクタ 西 宮 ステーションで できます。(土曜日、日曜日、 祝 日 はできません。)

ひつよう

- (2) 必要な もの
 - ふたんくぶんしょうめいしょ・負担区分証明書

こうきこうれいしゃいりょうせいど はい 後期高齢者医療制度に 入っていたら、いります。

・在留期間が 3か月 以下の 人は、これから 3か月 以上 日本に いる ことが
 しょうめい たと ざいしょ kしょうめいしょ けんしゅうけいかくしょ
 証 明できる もの。例えば、在 職 証 明書、研 修 計画書など。

* すいしゃ しょくば けんこうほけん はい けんこうほけん ・手続きする まで、会社など 職場の 健康保険に 入っていたときは、健康保険の しかくそうしつしょうめいしょ 資格喪失証明書。

ばすぼーと とくていかつどう ざいりゅうしかく にゅうこく ざいりゅう ひと・パスポート (「特定活動」の在留資格で 入国・在留 する人)

こうきこうれいしゃいりょう ほけんしょう ひほけんしゃしょう (後期高齢者医療の保険証)(被保険者証)

まい まい ほけんしょう こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしょう 入ると、ひとりに 1 枚、保険証 が もらえます。後期高齢者医療被保険者証)と いいます。

びょういん びょうき も い まどぐち ほけんしょう 病 院 で けがや 病 気を みてもらう ときは、かならず 持って 行って、窓口で 保険 証 をみせましょう。

ほけんりょう

○保険料 に ついて

こうきこうれいしゃいりょうせいど かにゅう じゅうみん つき にゅうこく つき 後期高齢者医療制度 に 加入したら、 住民となった月 (入国した月ではありません)

さい つき ほけんりょう はっせい または、75歳になった月からの 保険料が 発生します。

はい ひと しょとく かぞく せたい こじん けいさん 入っている 人の 所得と 家族(世帯)の ようす によって 個人で 計算 されます。

 にほん
 ねんめ
 いちばん すく
 ほけんりょう
 はら

 日本に きて 1年目は、一番 少ない 保険 料を 払います。

まえ ねん にほん しょとく 前の 年に 日本での 所得が ないから です。

2年目 から、所得の 金額が 増えると 保険料も 増えます。

ほけんりょう ねん あいだ かい はら 保険料は 1年の 間で 9回 払います。

がっ っぎ とし がっ あいだ はら 7月 から 次の 年の 3月までの 間に 払います。

っぎ っき よくねん がっ ほけんりょう しはら 次の月から 翌年3月までの 保険料の支払いとなります。

こうれいしゃいりょうほけん のうふしょ き ひ ぎんこう ゆうびんきょく 高齢者医療保険から 納付書が おくられて きたら、決められた日 までに 銀行 や 郵便局

ぎんこう こうざ じどうふりかえ ぎんこう こうざ じどう ほけんりょう はらなど銀行の 口座から 自動振替(=あなたの 銀行の 口座から 自動で 保険料を 払う

^{かた もう こ} やり方)を 申し込む ことも できます。

はいがい しつぎょう とうさん ほけんりょう はら ほけんりょう 災害、失業、倒産 などで 保険料を 払う ことが できないとき、保険料が

yなくなったり、 払わなくても よくなったり することが あります。

やくしょ とど で ひつよう
○役所に 届け出が 必要が あること

っぎ とき にち まえ しく ちょうそん やくしょ し 次の時は、14日が すぎる 前に 市区町 村の 役所に 知らせて ください。

にLのみやし なか ひ こ せたいぬし (1) 西 宮 市の中で 引っ越しを したとき、世帯主が かわった とき

 $au_{\text{Сисир}}$ $au_{\text{Сисир}}$ $au_{\text{Сисир}}$ $au_{\text{Сисир}}$ $au_{\text{Сисир}}$ $au_{\text{Сисир}}$ $au_{\text{Сисир}}$ au_{CU} $au_{$

しくちょうそん にしのみやし ひっこし しゃくしょ じゅうみんちがう 市区町 村から 西宮市に 引っ越しを したときは、市役所か 支所などで、住民

とうろく てつづ こうきこうれいしゃいりょうせいど はい てつづ登録の手続きを したあと、後期高齢者医療制度に 入る 手続きを してください。

じゅうみんとうろく にしのみやしやくしょ しみんか ししょ (住民登録については、 西宮市役所 市民課 または それぞれの 支所などへきいて ください。)

 $\tau_{h \perp b \gamma \gamma}$ $\tau_{h \perp b \gamma \gamma}$ $\tau_{h \perp b \gamma \gamma}$ $\tau_{h \perp b \gamma}$ $\tau_{h \perp$

にしのみやし しくちょうそん ひ こ くに かえ ひ 西宮市から ちがう 市区町村に引っ越しするとき、あなたの 国に 帰るときは、その日のまえ とど で てんしゅつしょうめいしょ

_{まえ} とど で てんしゅつしょうめいしょ 前までに 届け出をし、転 出 証 明 書を もらって ください。

o c かいない 引っ越し したあと 14日以内でも いいです。

てんしゅつ とどけで こうきこうれいしゃいりょうせいど ぬ てつづ 転出の届出をするときに、後期高齢者医療制度から抜ける手続きをします。

にしのみやしゃくしょ こうれいしゃいりょうほけんか ししょ しみんさー びすせんたー あくたにしのみやすてーしょん 西宮市役所の 高齢者医療保険課か、支所、市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション でできます。

どようび にちょうび しゅくじつ こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしょう (土曜日、日曜日、祝日は できません。)後期高齢者医療被保険者証を

。 持ってきてください。

* 引っ越しのあと、1 4 日以内に、転 出 証 明 書と 在 留 カード等 (有 効 とみなされる 外 とくじんとうろくしょうめいしょ ふく ひ こ じゅうしょ しくちょうそん まどぐち 国人登録 証 明書を 含みます)を 引っ越しした 住 所 にある 市区 町 村 の 窓口で 多言語生活ガイド 西宮市版

^{てんにゅう} とどけで 転入の届出をしてください。

(4) 死んだ とき

こうきこうれいしゃいりょうひほけんしょう にしのみやし かえ 後期高齢者医療被保険証を 西宮市に 返して ください。

 はけんしょう

 よご

 (5) 保険 証 が なくなったとき、汚したときなど。

 とどけで ひつよう しょるい

 【注意】どんな ことに なったかに よって、届出に 必要な 書類が ちがいます。

 τ っづき へいじつ げつようび きんようび ※ どの 手続きも 平日(月曜日~金曜日)しか できません。

こうきこうれいしゃいりょうせいど はい ひと 〇後期高齢者医療制度に 入る ことが できない 人

 じゅうみんとうろく

 (1) 住民登録をしていない人

ざいりゅうしかく ひと (2) 在留資格がない人

 aん
 あいだ
 にほん
 ひと

 (3) 1年よりも みじかい 間だけ 日本に いる 人

せいかつほ ご う ひと

(4) 生活保護を 受けている 人 など

れんらくさき ほけん はい にしのみゃ しゃくしょこうれいしゃ いりょう ほけん か (連絡先) *保険に 入ること 西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3192

^{ほけん かね} *保険の お金を もらうこと

> でしのみや しゃくしょこうれいしゃ いりょう ほ けん か 西 宮 市役所高齢者医 療 保険課 0798-35-3154

ほけん かね はら *保険の お金を 払うこと

 にLのみや L やくしょこうれいしゃ いりょう ほ けん か

 西 宮 市役所高齢者医 療 保険課
 0798-35-3110

 くわ
 でほんご
 ひと
 いっしょ
 き

 ※ 詳しいことは、日本語が わかる人と 一緒に 聞いてください。